

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年香川県条例第36号）

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により、有為な地方公務員の継続的な勤務を促進することを目的として、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とするための配偶者同行休業制度が創設されたことに伴い、同制度の導入に当たり必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県税条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第37号）

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）の一部改正により、法人の県民税について法人税割の税率が引き下げられたこと、法人の事業税について特例として定める税率が引き上げられたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年10月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は規則で定める日、一部の規定は平成28年4月1日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第38号）

- 1 薬事法（昭和35年法律第145号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 一部の規定は公布の日、一部の規定は平成26年10月1日から施行することとした。

◇住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第39号）

- 1 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部改正により、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に係る事務のうち、特定非営利活動法人（その事務所が高松市の区域内のみに所在するものに限る。）の認証等に関するものについては高松市が処理することに伴い、当該事務の処理に関し高松市長から求めがあった場合に本人確認情報を提供するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年10月1日から施行することとした。

◇特別会計の設置に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第40号）

- 1 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成26年10月1日から施行することとした。

◇香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第41号）

- 1 水道局及び病院局に配偶者同行休業制度を導入することに伴い、配偶者同行休業をしている期間については給与が支給されない知事部局等の職員との均衡を考慮し、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。